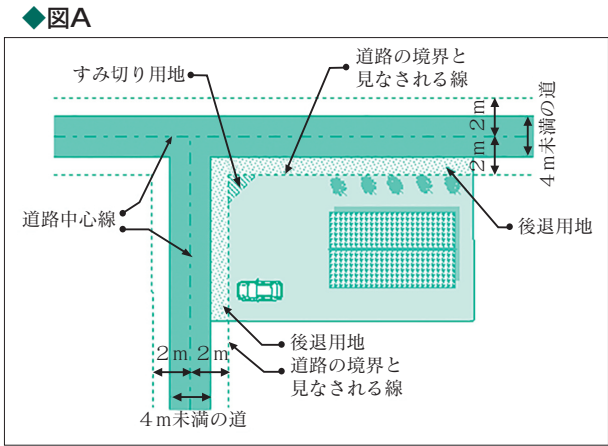




◆面積当たりの奨励金額

区分		奨励金額
後退用地	20㎡以下の面積	2万円
	20㎡を超え40㎡以下の面積	4万円
	40㎡を超える面積	6万円
すみ切り用地	1カ所	2万円

建築確認を受けた建築物が完了した場合は、必ず完了検査を受ける必要があります。これは建築物の地震や火災などに対する安全性、環境衛生の基準、良好な市街地環境の確保など、基本的な性能が法律に適合しているか検査するものです。

検査後に発行される検査済証は、建築物が法律に適合していると確認された証しであり、建築物の売買や、その後の増改築で必要になることがあります。発行された検査済証は大切に保管しましょう。

市では住みやすい環境の保持や緊急車両の通行確保などを目的に、狭い市道の拡幅整備事業を実施しています。

建築基準法では、敷地が幅員4m以上の道路に接していないければ、建築物を建設することができません。しかし、建築基準

法第42条第2項道路に指定されていれば、幅員が4m未満の道路であっても中心から2mの線を道路の境界線とみなし(図A)、その線まで後退することにより建設できます。

※本庁管内の都市計画区域内に限る

後退用地やすみ切り用地を寄付していただいた場合には、その面積に応じて報奨金を交付し

狭あい道路拡幅整備事業

問い合わせ 建築住宅課建築指導係 ☎内線4111

建築住宅課からのお知らせ

完了検査を受けましょう

建築物の安全は、安心して暮らすためにはとても大切です。

狭あい道路に接して建築行為などを行う場合には、建築確認申請を提出する前(おおむね2カ月前)に、建築住宅課建築指導係へ相談してください。

ブロック塀の安全点検

ブロック塀は建築基準法により、その構造が定められています。法に適合しない場合や破損、傾斜、老朽化した場合は、地震時に倒壊の恐れがあり、大変危険です。

ブロック塀の倒壊は、死亡事故の誘発や災害時に避難道路をふさが、救助を遅らせることにつながります。ご自身の所有するブロック塀の点検を行い、危険なものは改修や撤去など安全対策を施しましょう。

小規模建築物建築確認

カーポートや物置など小規模な建物も、基礎の形状に係関係なく建築物となります。建築物は増築の場合、10㎡を超えると建築確認を受ける必要があります。

また、さら地の場合は、面積に関係なく全ての建築物で建築確認が必要になります。

※本庁管内の都市計画区域内に限る

建築確認を受けずに建てしまった場合は、お近くの建築士に相談しましょう。

市民構想会議委員を募集

問い合わせ 企画課企画係 ☎内線4031

市では各種団体、経済界、学識者や公募による市民の皆さんに本市の将来のまちづくりについて議論いただき、結果を市政に反映するため「市民構想会議」を設置しており、その委員を募集します。

主な業務

10年、20年後を見据えた本市のまちづくりについて、市民の皆さんからの提案なども含め、議論や提言をいただきます。

※「沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進や効果検証もお願いします

応募要件

応募資格 将来のまちづくりに関心と熱意がある18歳以上(4月1日現在の市民で、平日の午後、年数回程度の会議に出席できる人)

任期 令和元年度から2年間

募集人員 若干名

応募期間 5月9日(木)～24日(金)

応募方法 応募用紙と小論文を作成し、次のいずれかで企画課へ提出

小論文

テーマ 本市の将来のまちづくりについて

様式 原稿用紙、またはA4サイズの用紙(縦置き、横書き)に住所、氏名を明記し、600字以上800字以内で作成

選考方法 応募用紙と小論文により選考し、選考結果を応募者全員に郵送で通知

その他 提出された小論文は返却しません

「市長と語ろう」市政懇談会を開催します ～市民の皆さんと行政に関する意見交換会～

市長が皆さんの地域に出向き、今年度の予算や主要事業の説明の他、市政に関する懇談会を行い、皆さんからのご意見やお考えを伺います。

ぜひ、ご参加ください。

とき・ところ 右表のとおり

内容 今年度予算・公共施設等総合管理計画第1期アクションプランの説明、懇談会

申し込み 不要(希望会場に直接お越しください)

問い合わせ 秘書課広報広聴係 ☎内線4005へ

■日程表

とき		ところ
5月	21日(火)午後7時～8時30分	テラス沼田 5階議場
	22日(水)午後7時～8時30分	池田公民館 2階会議室
	27日(月)午後7時～8時30分	白沢支所 3階多目的ホール

※利南地区・薄根地区・川田地区・利根町については、6月下旬頃に開催します(詳細は「広報ぬまた6月号」でご案内します)

公共施設等総合管理計画

アクションプランを公表

問い合わせ 財政課FM推進係 ☎内線4045

公共施設等総合管理計画の第1期アクションプランを策定しました。これは早急に対応を検討すべき施設を財務、品質、供給などの視点から優先検討施設として抽出し、市としての検討方針を示したものです。

今後はこのプランに基づき検討を進めていきます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

春の市内一斉清掃・道路愛護運動



道路や河川に放置されたごみ、道路にはみ出した植木・障害物などは、環境美化を妨げ、子どもや障がいのある人などの通行の支障となり、交通事故の原因にもなります。

美しい環境と安全な道路交通を守るため、皆さんのご協力をお願いいたします。

とき 5月19日(日)雨天決行

※白沢・利根町は別日程で実施

問い合わせ

市内一斉清掃 各町の区長・環境保健支部長、環境課廃棄物係 ☎内線3074へ

道路愛護運動 建設課管理係 ☎内線4103へ

白沢町 各区長、白沢支所地域係 ☎内線35へ

利根町 各区長、利根支所地域係 ☎内線32へ